

石狩市及び当別町のし尿等処理事務の受託に関する協議の件

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記のとおり規約を定め、石狩市及び当別町の区域内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理事務を受託する。

記

石狩市、当別町及び札幌市し尿等処理事務の委託に関する
規約

（委託事務の範囲）

第1条 石狩市（以下「甲」という。）及び当別町（以下「乙」という。）は、甲及び乙の区域内で収集したし尿及び浄化槽汚泥（以下「委託し尿等」という。）の処理事務（以下「委託事務」という。）を札幌市（以下「丙」という。）に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第2条 丙の長は、委託事務を管理し、及び執行するため、あらかじめ次に掲げる事項について、甲及び乙の長と協議して定めるものとする。

(1) 委託し尿等の受入れを開始する時期

(2) 委託し尿等の受入れ及び処理をするために使用する施設（以下「委託し尿等処理施設」という。）

(3) 委託し尿等の日最大受入量

2 委託し尿等処理施設の更新又は改修に当たっては、丙の長は、あらかじめ甲及び乙の長と協議するものとする。

（経費の負担及び予算の執行）

第3条 委託事務を管理し、及び執行するために必要な経費は、甲及び乙の負担とし、その負担内容及び負担方法は、甲、乙及び丙の長が協議して定める。

第4条 丙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、他の事業と区分して丙の予算に計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 丙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算のうち委託事務に関する部分を甲及び乙の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 甲、乙及び丙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

(委託し尿等処理施設等の保全等)

第7条 甲及び乙は、丙に委託事務を委託するに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等を遵守して、委託し尿等処理施設の機能及び構造並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理に支障を来さないようにするとともに、委託し尿等処理施設及び搬入経路の周辺環境の保全に配慮しなければならない。

2 丙は、甲及び乙から委託事務を受託するに当たり、委託し尿等が委託し尿等処理施設の機能及び構造並びにし尿及び浄化槽汚泥の処理に支障を来し、又は委託し尿等処理施設及び搬入経路の周辺環境の保全上必要があると認める場合は、甲及び乙に対し、必要な措置を採るよう求めることができる。

(委任)

第8条 この規約の施行に関し必要な事項は、甲、乙及び丙の長が協議して定める。

附 則

この規約の施行期日は、丙の議会において議決された日から起算して1月を超えない範囲内で、甲、乙及び丙の長が協議して定める。

(理 由)

石狩市及び当別町の区域内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の処理事務の委託に関する規約を定め、当該事務を本市が受託することについて、石狩市及び同町と協議するため、本案を提出する。